

令和5年度寒河江市ふれあい配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要支援若しくは要介護状態又はそのおそれのある在宅高齢者に定期的に昼食の配食を行うふれあい配食サービス（以下「配食サービス」という。）の実施により、高齢者の安否確認及び健康の増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 配食サービスを受けることができる者（以下「利用対象者」という。）は、市内在住の65歳以上の者（以下「高齢者」という。）の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であつて、老衰、心身の障害、傷病等の理由により毎日の食事の調理が困難なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要支援若しくは要介護状態又はそのおそれのある高齢者
- (2) フレイル又は低栄養状態にあると認められる高齢者で、栄養改善のために配食サービスを利用することが適切であると認められる者
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(配食サービスの実施日)

第3条 配食サービスの実施は、利用対象者1人につき、月曜日、水曜日及び金曜日のそれぞれ昼食とする。ただし、次の各号に定める期間は実施しないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 8月13日から8月16日まで
- (3) 12月29日から翌年の1月4日まで

(事業の委託)

第4条 市長は、事業の目的を適切に遂行できる事業者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

（利用の申請）

第5条 配食サービスの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに寒河江市ふれあい配食サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用決定）

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、必要に応じて訪問調査を行い、速やかにその内容を審査の上、配食サービスの利用の可否を決定し、寒河江市ふれあい配食サービス事業決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により配食サービスの利用を決定したときは、当該決定に係る申請者について受託者に通知するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条第1項の規定により配食サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、希望する昼食の種別により1食当たり300円又は400円を受託者へ支払うものとする。

（届出義務）

第8条 利用者は、次の各号に該当するときは、当該各号に定めるときまでに市長に届け出なければならない。

(1) 配食サービスを一時的に必要としないとき 配食日の1週間前まで

(2) 利用対象者でなくなったとき 速やかに

（不正利得金の返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為により配食サービスを利用した者がいるときは、その者に対し、当該サービスに要した経費相当額の返還を求めることが

できる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。